

諫早市監査委員告示第13号

監査の結果に基づく措置状況の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年10月27日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	森		和明

令和5年度(前期)定期監査結果及び措置状況

年度	監査区分	部等	課等	指摘事項等	措置完了日	措置内容等
R5	前期 定期	総務部	総務課	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市公印規則第3条第2項によると、一般公印は、専用公印を使用すべき場合を除き使用するものとするがあり、用途が市が発注する工事の請負若しくは業務の委託、物品調達又は不用品の処分に関する契約事務の場合は契約事務専用市長印を使用すると規定されているが、業務委託契約書に一般公印を使用している事例が見受けられた。</p> <p>については、契約事務について規則に基づき適正に行われたい。</p>	令和5年8月7日	契約書の作成について、諫早市公印規則に基づく適正な事務処理の周知徹底を課内で図った。
R5	前期 定期	総務部	総務課	<p>【指導事項】</p> <p>庁舎前駐車場整理業務委託契約書によると、委託金の支払月を定めており、第4期分は令和5年1月に支払うものとして規定されているが、3月に支払われている事例が見受けられた。</p> <p>については、支払事務について契約書に基づき適切に行われたい。</p>	令和5年4月17日	支払月に請求書を提出するよう指導を徹底するとともに、支払月一覧表を作成し請求漏れが無いよう市側でも確認を行うようにした。
R5	前期 定期	総務部	危機管理課	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市会計規則第8条第1項によると、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他関係書類に基づいて調定しなければならないと規定されているが、消防団の力向上モデル事業委託金の調定が任意の日で行われている事例が見受けられた。</p> <p>については、調定事務について規則に基づき適正に行われたい。</p>	令和5年8月7日	収納調定事務の取扱いについて、諫早市会計規則に基づく適正な事務処理の周知徹底を課内で図った。
R5	前期 定期	総務部	危機管理課	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市道路占用料条例第2条の規定を準用し算定する使用料において、占用物件の長さを誤って算定している事例が見受けられた。</p> <p>については、行政財産の使用料の徴収事務について条例に基づき適正に行われたい。</p>	令和5年8月7日	行政財産の使用料の徴収事務について、諫早市道路占用料条例に基づく適正な事務処理の周知徹底を課内で図った。
R5	前期 定期	総務部	危機管理課	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市自治会防災資機材購入費補助金交付規程第7条によると、交付の決定を受けた後に購入予定の防災資機材の品目・数量又は金額に変更が生じた場合には、補助金交付変更申請書を提出しなければならないと規定されているが、購入金額に変更が生じたにもかかわらず補助金交付変更申請書が提出されていない事例が見受けられた。</p> <p>については、補助金の交付事務について規程に基づき適正に行われたい。</p>	令和5年8月7日	補助金交付事務について、補助金交付規則等関係法令に基づく適正な事務処理の周知徹底を課内で図った。
R5	前期 定期	総務部	危機管理課	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市物品会計規則第5条第6項によると、課長等は、備品の引渡しを受けたときは、直ちに備品管理記録票を作成し、管理しなければならないと規定されているが、新規に購入した備品の備品管理記録票が作成されていない事例が見受けられた。</p> <p>については、物品の管理事務について規則に基づき適正に行われたい。</p>	令和5年8月7日	備品購入時に諫早市物品会計規則に基づいて備品管理記録票を速やかに作成すること及び適正な備品管理について周知徹底を課内で図った。
R5	前期 定期	総務部	秘書広報課	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市契約規則第34条及び第37条第6項によると、履行の届出、検査について定められているが、履行完了の届出書及び検査調書が作成されていない事例が見受けられた。</p> <p>については、契約事務について規則に基づき適正に行われたい。</p>	令和5年6月15日	履行の届出及び検査について、諫早市契約規則に基づく適正な事務処理の周知徹底を課内で図った。

令和5年度(前期)定期監査結果及び措置状況

年度	監査区分	部等	課等	指摘事項等	措置完了日	措置内容等
R5	前期 定期	企画財務部	市民税課	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市会計規則第8条第1項によると、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他関係書類に基づいて調定するよう規定されているが、ふるさと応援寄付金の調定が任意の日で行われている事例が見受けられた。</p> <p>については、調定事務について規則に基づき適正に行われたい。</p>	令和5年8月18日	調定事務について、諫早市会計規則に基づく適正な事務処理の周知徹底を課内で図った。
R5	前期 定期	健康保険部	健康推進課	<p>【指導事項】</p> <p>調定事務に関し、次の事例が見受けられた。</p> <p>① 諫早市会計規則第8条第3項によると、国庫支出金等の補助又は交付の指令があったときは、直ちに調定の手続きをしなければならないと規定されているが、長崎県食育推進事業補助金の調定が、当初の交付決定に基づいて行われず、変更交付決定の受付日及び金額でなされている事例。</p> <p>② 諫早市会計規則第8条第3項によると、国庫支出金等の補助又は交付の指令があったときは、直ちに調定の手続きをしなければならないと規定されているが、感染症予防事業費等国庫負担(補助)金(新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業)の調定が任意の日で行われている事例。</p> <p>については、調定事務について規則に基づき適正に行われたい。</p>	令和5年8月7日	調定事務について、諫早市会計規則に基づく適正な事務処理の周知徹底を課内で図った。
R5	前期 定期	地域政策部	生活安全 交通課	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市事務決裁規程第5条第1項によると、別表第2の決裁事項欄に掲げるものについては、これらの表の専決者欄に掲げる者の決裁により当該事項を処理することができることと規定され、別表第2の4契約の手續に関する事項(5)検査の命令において、工事以外の契約で契約金額が500万円以上の検査の命令の専決者は部長と規定されているが、検査命令の決裁が専決者まで受けられていない事例が見受けられた。</p> <p>については、契約事務について規程に基づき適正に行われたい。</p>	令和5年5月22日	契約事務について、諫早市事務決裁規程及び諫早市契約規則に基づく適正な事務処理の周知徹底を課内で図った。